

川越市上下水道局一般競争入札公告 川越市上下水道局公告財務第26号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき、次のとおり一般競争入札を公告する。

令和7年5月15日

川越市上下水道事業管理者 野口幸範

1 入札対象案件

- (1) 修繕名
上新河岸雨水ポンプ場グレーチング蓋交換修繕
- (2) 修繕場所
川越市大字上新河岸1番3地先
- (3) 修繕の概要
本修繕は、上新河岸雨水ポンプ場のグレーチング蓋の老朽化に伴い、撤去・設置を行うものである。
- (4) 修繕期間
契約締結日から令和7年7月31日まで

2 入札日時及び場所

- (1) 日時
令和7年5月29日（木） 午後2時40分
- (2) 場所
川越市上下水道局庁舎2階会議室

3 支払条件

完了払いとする。

4 入札参加資格

特に記述のある場合を除き、本入札の公告日から入札日までの期間において、引き続き次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）による土木工事業の許可を受けている者であること。
- (2) 川越市競争入札参加者の資格等に関する規程（平成6年告示第351号）に基づく令和7・8年度川越市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）の建設工事の業種として「土木工事業」が登載されており、その格付けがC級であること。
- (3) 次の要件を満たし、資格者名簿に登載されている者であること。
ア 川越市内に本店を有する者
- (4) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 川越市上下水道局契約規程（昭和54年水道部管理規程第2号。以下「契約規程」という。）第2条の規定に該当している者であること。
- (6) 本入札の公告日から入札日までの期間において、川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置等を受けていない者であること。
- (7) 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置等を受けていない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。
- (10) 本入札に参加する他の入札参加（希望）者との間に、次に示す関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社的一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」

という。)である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合。

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合。

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合。

ウ 組合関係

次に該当する2者の場合。

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合(以下「組合」という。)と当該組合の組合員の関係にある場合。

エ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。

ア、イ及びウと同視し得る特定関係があると認められる場合。

5 契約条項等

この公告に定めるもののほか、本入札及び契約に関する手続きについては、施行令、契約規程、川越市競争入札等参加者心得等の定めるところとする。法令等については、川越市上下水道局財務課又は川越市ホームページ等で閲覧することができる。

6 開札

即時開札

7 最低制限価格

あり

8 入札保証金

免除

9 契約保証金

請負代金額の10分の1以上(ただし、請負代金額が500万円以上の場合)

10 仕様書

仕様書は、川越市ホームページに掲載する。

掲載期間 令和7年5月15日(木)から令和7年5月29日(木)まで

11 入札参加申込

4の入札参加資格を満たす者で、入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書(川越市上下水道局指定様式)

イ 市税の納付に係る誓約書兼同意書(川越市指定様式。本市より市税として課されている税がなくても提出すること。なお、本書が提出できない場合は、本市市税の納税証明等申請書兼証明書(川越市指定様式で本入札の公告日以降に川越市が証明したもの。(写し可))を提出すること。)

ウ 資本関係・人的関係調書(川越市上下水道局指定様式)

(2) 提出先

川越市三久保町20番地10

川越市上下水道局財務課（川越市上下水道局庁舎 2 階）

(3) 提出方法

持参

(4) 受付期間

令和 7 年 5 月 1 5 日（木）から令和 7 年 5 月 2 6 日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）第 2 条に規定する休日を除く。）

(5) 受付時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）

1 2 その他の事項

(1) 入札回数は、同一の入札につき 3 回を限度とする。

(2) 契約規程第 1 2 条に該当する入札は、無効とする。

(3) 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税業者及び免税業者を問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を記載すること。

(4) 入札書は、川越市上下水道局指定様式を使用すること。

(5) 入札参加者の代理人は、入札時に代理人の印鑑を持参するとともに、委任状を提出すること。

(6) 入札に際して、談合等公正な入札の執行を妨げる行為に関する情報が寄せられた場合は、川越市談合情報対応要領による所定の手続等を入札参加資格として付加することがある。

1 3 特記事項

詳細は仕様書によるものとする。

1 4 異議の申立て

入札に参加した者は、入札後は施行令、契約規程、川越市競争入札等参加者心得、仕様書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

1 5 問い合わせ先

(1) 公 告 の 内 容 川越市上下水道局財務課（川越市上下水道局庁舎 2 階）

(2) 仕様書の内容 川越市上下水道局上下水道管理センター